

一般社団法人山口県薬剤師会会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人山口県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第8条第3項に基づき、正会員、賛助会員、特別会員、終身会員及び名誉会員の会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費等の種別及び額)

第2条 本会会員の会費等は、正会員会費、賛助会員会費、特別会員会費、終身会員会費、名誉会員会費、入会金、薬局等の開設等賦課金、保険薬局会費、特別会費とし、各会費等の額は別表のとおりとする。

(納期及び徴収)

第3条 前項の会費は、会長の指定する期日までに、地域又は職域の薬剤師会を経由して本会に納付しなければならない。

2 地域又は職域の薬剤師会は、その所属する本会会員のために徴収して本会に送付するものとする。

(入会及び退会の時期による会費)

第4条 正会員会費及び賛助会員会費は、入会した日の属する月の翌月から会費を徴収する。

2 保険薬局会費は、施設が保険薬局指定を受けた日の属する月から会費を徴収する。

3 既納の会費は、返還しない。

(督 促)

第5条 会長の指定する納付期日を経過しても納付されない場合は、納付期限を付して催告する。

2 納付期限からの延滞期間については、延滞割増金を徴収することができる。

(会員資格の喪失)

第6条 催告の通知にもかかわらず、会費の納入を1年以上滞納した場合、本会定款第11条第1項第2号の規定により会員資格を喪失する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議により行う。

2 この規程の施行に際し、必要な事項は理事会において別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する

同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

別表 会費等（第 2 条関係）

1. 会 費

会費種別	金 額
正会員 A 会費	月額 2,300 円
正会員 B 会費	月額 720 円
賛助会員会費	月額 720 円
特別会員会費	無料
終身会員会費	無料
名誉会員会費	無料

（注：公益社団法人日本薬剤師会会費は別途徴収）

2. 入会金

（1）正会員及び賛助会員 1,000 円

ただし、退会後 1 年以内に再入会する場合は、賦課しない。

3. 薬局等の開設等賦課金

（1）会員が薬局等の施設を新たに開設する場合

（店舗販売業の管理者を登録販売者から薬剤師に変更する場合を含む。）

薬 局 1 施設毎に 400,000 円

薬剤師が管理者である店舗販売業（薬剤師が管理者である卸売販売業を含む。以下同じ。） 1 施設毎に 200,000 円

ただし、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を薬局等の開設等賦課金から控除する。

ア 薬剤師が管理者である店舗販売業の開設者が薬局に業態変更する場合 200,000 円

イ 薬局等の施設を開設者の配偶者又は直系血族が承継する場合 400,000 円

ただし、薬剤師が管理者である店舗販売業については 200,000 円

ウ 薬局等の施設を休廃止後 1 年以内に再開する場合 400,000 円

ただし、薬剤師が管理者である店舗販売業については 200,000 円

（2）控除の条件と同等の条件を具備していると認められるため、特に薬局等の開設等賦課金からの控除を必要とする場合は、地域薬剤師会長の具申に基づきその都度常務理事会でこれを決定することができる。

4. 保険薬局会費

保険薬局部会会則で定める額

5. 特別会費

九州山口薬学大会等学術大会山口県開催のために、月額 100 円を正会員及び賛助会員から徴収する。